○外務省告示第四百四十九号

平成二十年十二月四日にカイロで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年八月二日に効力を生じた。

平成二十一年八月二十四日

外務大臣　中曽根弘文

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百七億六千八百万円（一〇、七六八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、上エジプト給電システム改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、エジプト電力公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・七パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(e)　借款の未支出残高に対して年〇・一パーセントの率で手数料が課されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還及び利子の支払並びにその他それらに係るいかなる課徴金の支払も、エジプト・アラブ共和国財務省により代表されるエジプト・アラブ共和国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、エジプトの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してエジプト・アラブ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためエジプト・アラブ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　(1)　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国において供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する会社が支払う個人所得税及び法人税を除くいかなる税も、調達手続に基づいて容易に判断できる税（主要な供給者、請負業者又はコンサルタントとエジプトの実施機関との間の直接契約によって計画の実施に必要な最終の生産物又は役務に係る関税及び付加価値税を含む。）である場合には、借入人によって支払われることを確保するために必要な措置をとる。

9　エジプト・アラブ共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10　エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、計画の進捗状況についての情報及び資料を提供する。

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千八年十二月四日にカイロで

エジプト・アラブ共和国

国際協力大臣　ファイザ・アブルナガ閣下

（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

二千八年十二月四日にカイロで

エジプト・アラブ共和国

日本国特命全権大使　石川薫閣下

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千八年十二月四日にカイロで

エジプト・アラブ共和国

国際協力大臣　ファイザ・アブルナガ

エジプト・アラブ共和国政府

日本国特命全権大使　石川薫閣下

○外務省告示第四百五十号

サンマリノ共和国政府及びタジキスタン共和国政府は、平成四年十一月二十五日にコペンハーゲンで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」の加入書を、それぞれ、平成二十一年四月二十三日及び平成二十一年五月七日に国際連合事務総長に寄託した。

よって、同議定書の改正は、平成二十一年七月二十二日にサンマリノ共和国について、また、平成二十一年八月五日にタジキスタン共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十一年四月二十三日付及び平成二十一年五月七日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年八月二十四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百五十一号

平成二十一年八月十日にアンマンで、空港治安対策強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　空港治安対策強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億三千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　塩口哲朗在ヨルダン大使

ヨルダン側　スハイル・アリ計画・国際協力大臣

平成二十一年八月二十四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百五十二号

モナコ公国政府は、平成三年十月四日にマドリードで作成された「環境保護に関する南極条約議定書」の加入書を平成二十一年七月一日にアメリカ合衆国政府に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年七月三十一日にモナコ公国について効力を生じた。

（平成二十一年七月二十四日付けアメリカ合衆国国務省口上書）

平成二十一年八月二十四日

外務大臣　中曽根弘文